

証拠隠しと、理由なき控訴の過ちを認め、ゴビンダさんに謝罪するとともに、検察の抜本的改革に着手すべきです。

さる11月7日、東京高等裁判所第4刑事部（小川正持裁判長）は、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんに対し、無罪を意味する「控訴棄却」の再審判決を言い渡しました。

ゴビンダさんの15年にわたる無実の叫びが、ようやく司法に届き、正しい判決が下されたことの喜びと同時に、何故一審の正しい無罪判決が12年前に確定せず、その後も無実の人が獄中で呻吟しなければならなかったのか、という疑問がわき起こります。

検察は再審公判において、自ら「被告人は無罪」との主張を行いました。その理由は次の様に説明されています。

「本件では、検察官の控訴申立て時点から証拠関係が変動し、被告人以外の者が犯人である可能性を否定しえず、現段階の証拠関係からは被告人を有罪であることは認めることができないとの判断に至った」（10月18日付意見書）

だが、私たちが声明文（2012年11月12日付）で指摘しているように、「証拠関係の変動」とは、実は検察が隠し続けていた証拠が開示されたことでしかありません。検察の証拠隠しこそが、冤罪を生み、無実の人を罪に落とした元凶であることは、誰の目にも明らかです。

この間、東京高検の青沼隆之次席検事や、さらには法務大臣までが「結果としてゴビンダさんを苦しめたことは申し訳ない」との趣旨で謝罪を表明したと報道されています。しかし、何故にそうした結果を生んだのか、真摯な問いかけは一切なく、捜査や公判のあり方に問題はなかったとし、検証を行うことさえ否定しています。

間違いがなかったのに、結果として間違った、だから検証も必要ない、などという法務省や検察庁の屁理屈は、およそ健全な社会通念や常識とかけ離れたものです。

「どうして私が15年間も苦しまなければならなかったのか、日本の警察、検察、裁判所はよく考えて、悪いところを直して下さい」（無罪判決当日のゴビンダさんメッセージ）

このゴビンダさんの問いかけに、真面目に向き合ってください。そして、証拠隠しと理由なき控訴によって彼とご家族を15年間も苦しめたことを謝罪するとともに、二度と同じ過ちを犯さないための検証と組織改革に直ちに着手して下さい。

そのためには、検察内部だけでなく、公正な第三者機関による検証と指導が不可欠であることも自明です。最高検が改革の先頭に立たなければ、地に墜ちたと言われて久しい検察への信頼回復は到底望めません。そして、その具体的方策や進展状況を、つぶさに国民に公開することを、併せて強く求めます。

参考添付資料

ゴビンダさん直筆のメッセージ（2012年11月7日）

2012年11月12日

無実のゴビンダさんを支える会 <http://www.jca.apc.org/govinda/>
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階現代人文社気付

日本国民救援会中央本部 <http://kyuenkai.org/>
〒113-0034 東京都文京区湯島24-4 平和と労働センター・全労連会館 5F